

有料番組サービスの料金に関する規約

第1条 規約の適用

株式会社ジェイコム九州（以下「当社」といいます）は、JCNスマートテレビ加入契約約款（以下「STVB約款」といいます）第13条（当社が提供するサービス）又はJCNテレビ加入契約約款（以下「テレビ約款」といいます）第10条（当社が提供する放送サービス）に定める放送サービスの一つとして、STVB約款とテレビ約款に付するこの有料番組サービスの料金に関する規約（以下「本規約」といいます）により、有料番組サービス（以下「本サービス」といいます）を提供するものとします。

2 当社は、STVB約款とテレビ約款、及び本規約について、販売促進を目的として変更又は料金表に定める有料番組利用料を減額することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のSTVB約款とテレビ約款、及び規約によるものとします。

3 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第2条 加入契約の単位

加入契約は、Smart TV Box（以下「STVB」といいます）又はセットトップボックス（以下「STB」）の1台毎に行うものとします。

第3条 加入契約

加入契約は、STVB約款又はテレビ約款の契約者とするものとします。なお、加入契約に関する事項は、本規約及び契約者が契約しているSTVB約款又はテレビ約款の定めに準じるものとします。また、本サービスの提供と解除申込みについては、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。

2 STVB約款又はテレビ約款の契約を解除した契約者は、本規約も解除するものとします。

3 当社は、次に該当する場合には、前項を適用しません。

- (1) テレビ約款の解除と同時にSTVB約款を契約する場合で、テレビ約款の契約時に契約していた本サービスを引き続き利用する場合
- (2) STVB約款の解除と同時にテレビ約款を契約する場合で、STVB約款の契約時に契約していた本サービスを引き続き利用する場合

第4条 料金表

当社が提供する本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 契約者は、サービスの提供を受け始めた日の属する月から料金表に定める有料番組利用料を当社に支払うものとします。

第5条 その他事項

本規約に記載のない事項は、特段の記載がない限り、契約者は当社と契約しているSTVB約款又はテレビ約款の定めに準じるものとします。

料金表

当社は、本サービスに関する料金を下表のとおり定めます。

本サービスは、当社が認める場合を除き、平成27年4月15日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

1. 有料番組利用料 ※注1、※注2	
有料番組名	利用料（月額）
WOWOWプライム、WOWOWライブ、WOWOWシネマ ※注3	2,300円（税込2,530円）/台 2台目 900円（税込990円）
スターチャンネル1プレミアム、スターチャンネル2セレクト、スターチャンネル3吹替専門	2,300円（税込2,530円）/台
J SPORTS 4（HD）	1,300円（税込1,430円）/台
衛星劇場	1,500円（税込1,650円）/台
ホームドラマチャンネル ※注4	550円（税込605円）/台
Mnet	2,000円（税込2,200円）/台
フジテレビNEXT	1,000円（税込1,100円）/台
東映チャンネル	1,500円（税込1,650円）/台
アニメシアターX（AT-X）	1,800円（税込1,980円）/台
クラシカ・ジャパン	2,000円（税込2,200円）/台
グリーンチャンネル1・2HD	1,200円（税込1,320円）/台
SPEEDチャンネル	900円（税込990円）/台
プレイボーイチャンネル	2,500円（税込2,750円）/台
ミッドナイト・ブルー	2,000円（税込2,200円）/台
レインボーチャンネル ※注4	2,300円（税込2,530円）/台
パラダイステレビ ※注4	2,000円（税込2,200円）/台
ゴールデンアダルトセット ※注4	3,000円（税込3,300円）/台
上記以外のチャンネル ※注2	別に定める金額

注1. 有料番組は、STVB約款又はテレビ約款の基本サービスを契約している契約者に限り、ご利用いただけるものとします。

注2. 一部のBS有料放送の視聴には別途放送事業者との契約が必要となります。なお、視聴方法及び料金その他の条件については、当該放送事業者の約款の定めに従うものとし、本規約を解除した場合においても放送事業者との契約は自動的に解除されることはありません。また、当社はSTVB約款またはテレビ約款の契約を解除した契約者へは、同時にBS放送の伝送も全て停止するものとします。BS有料放送の契約を解除したい場合は、契約者が直接放送事業者へ解除手続きを行うものとします。

注3. WOWOWプライム、WOWOWライブ、WOWOWシネマについては、株式会社WOWOWの「株式会社WOWOW衛星有料放送サービス約款」に準じて取扱うものとします。

注4. STVB約款に定める熊本スマートセレクトEXの契約者並びにテレビ約款に定める熊本セレクトプランの契約者は、当社が認める場合を除き、有料番組を、ご利用いただけません。

附則

この規約は、平成25年3月8日より施行します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年3月20日から実施します。

(経過措置)

2 有料番組の「スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3」を新たに契約した上で、平成25年4月1日から平成25年6月30日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（3ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間「スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3」の利用料については、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、3ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の合計料金）
スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3	2,000円（税込2,100円）/台

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年5月22日から実施します。

(経過措置)

2 有料番組の「衛星劇場」を新たに契約した上で、平成25年6月1日から平成25年7月31日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（3ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の利用料について、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、3ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前の通りとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の合計料金）
衛星劇場	1,500円（税込1,575円）/台

3 有料番組の「東映チャンネル」を新たに契約した上で、平成25年6月1日から平成25年7月31日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（2ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の利用料については、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金）
東映チャンネル	1,500円（税込1,575円）/台

4 有料番組の「フジテレビNEXT ライブ・プレミアム」を新たに契約した上で、平成25年6月1日から平成25年6月30日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（2ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の利用料については、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金）

フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,000円(税込1,050円)/台
---------------------	--------------------

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年6月24日から実施します。

(経過措置)

2 有料番組の「Mnet」を新たに契約した上で、平成25年7月1日から平成25年8月31日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件(2ヶ月以上の利用)に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の利用料について、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前の通りとしします。

有料番組利用料	料金(サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金)
Mnet	1,500円(税込1,575円)/台

3 有料番組の「J SPORTS 4 HD」を新たに契約した上で、平成25年7月1日から平成25年7月31日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件(2ヶ月以上の利用)に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の利用料については、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金(サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金)
J SPORTS 4 HD	1,300円(税込1,365円)/台

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 有料番組の「グリーンチャンネル1・2」又は「SPEEDチャンネル」を新たに契約した上で、平成25年9月1日から平成25年9月30日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件(3ヶ月以上の利用)に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の利用料について、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、3ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前の通りとしします。

有料番組利用料	料金(サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3
---------	-------------------------------

	ヶ月間の合計料金)
グリーンチャンネル1・2	1,200円(税込1,260円)/台
SPEEDチャンネル	900円(税込945円)/台

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 有料番組の「スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3」を新たに契約した上で、平成25年10月1日から平成25年12月31日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件(3ヶ月以上の利用)に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の利用料について、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、3ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前の通りとしします。

有料番組利用料	料金(サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の合計料金)
スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3	2,000円(税込2,100円)/台

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 有料番組の「クラシカ・ジャパン」を新たに契約した上で、平成25年12月1日から平成25年12月31日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件(3ヶ月以上の利用)に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の利用料について、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、3ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前の通りとしします。

有料番組利用料	料金(サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の合計料金)
クラシカ・ジャパン	2,000円(税込2,100円)/台

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 有料番組の「クラシカ・ジャパン」、「Mnet」、「SPEEDチャンネル」、「東映チャンネル」、「グリーンチャンネル1、グリーンチャンネル2」、「J SPORTS 4 HD」、「衛星劇場」、「フジテレビNEXT ライブ・プレミアム」、「ゴールデンアダルトセット」、「ちえり〜ぼ〜いセット」を新たに契約

した上で、平成26年2月1日から平成26年2月28日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（2ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の利用料について、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前の通りとします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金）
クラシカ・ジャパン	2,000円（税込2,100円）/台
Mnet	1,500円（税込1,575円）/台
SPEEDチャンネル	900円（税込945円）/台
東映チャンネル	1,500円（税込1,575円）/台
グリーンチャンネル1	1,200円（税込1,260円）/台
グリーンチャンネル2	
J SPORTS 4 HD	1,300円（税込1,365円）/台
衛星劇場	1,500円（税込1,575円）/台
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,000円（税込1,050円）/台
ゴールデンアダルトセット	3,000円（税込3,150円）/台
ちえり〜ぼ〜いセット	3,000円（税込3,150円）/台

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年2月13日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 本規約料金表に定める有料番組利用料等及び附則に記した有料番組利用料等の支払いに要する消費税相当額（附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとしします）については、平成26年3月31日までは税率5%を加算した額とし、平成26年4月1日からは税率8%を加算した額にて計算するものとしします。なお、実際の請求金額と、本規約料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。

3 有料番組の「スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3」を新たに契約した上で、平成26年4月1日から平成26年5月31日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（3ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間「スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3」の利用料については、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、3ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の合計料金）

スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3	2,000円（税込2,160円）/台
-------------------------------	--------------------

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 有料番組の「ゴールデンアダルトセット」、「ちえり〜ぼ〜いセット」を新たに契約した上で、平成26年5月1日から平成26年5月31日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（2ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間「ゴールデンアダルトセット」、「ちえり〜ぼ〜いセット」の利用料については、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金）
ゴールデンアダルトセット	3,000円（税込3,240円）/台
ちえり〜ぼ〜いセット	3,000円（税込3,240円）/台

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 有料番組の「衛星劇場」、「東映チャンネル」、「アニメシアターX（AT-X）」、「スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3」を、平成26年6月1日から平成26年6月30日の間に新たに契約した上で、平成26年7月15日までにサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（3ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間「衛星劇場」、「東映チャンネル」、「アニメシアターX（AT-X）」、「スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3」の利用料については、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、3ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して3ヶ月間の合計料金）
衛星劇場	1,500円（税込1,620円）/台
東映チャンネル	1,500円（税込1,620円）/台
アニメシアターX（AT-X）	1,800円（税込1,944円）/台
スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3	2,000円（税込2,160円）/台

3 有料番組の「フジテレビNEXT」、「クラシカ・ジャパン」、「Mnet」を、平成26年6月1日から平成26年6月30日の間に新たに契約した上で、平成26年7月15日までにサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（2ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間「フジテレビNEXT」、「クラシカ・ジャパン」、「Mnet」の利用料については、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場

合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金(サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金)
フジテレビNEXT	1,000円(税込1,080円)/台
クラシカ・ジャパン	2,000円(税込2,160円)/台
Mnet	1,500円(税込1,620円)/台

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 有料番組の「J SPORTS 4 HD」を、平成26年7月1日から平成26年8月31日の間に新たに契約した上で、平成26年9月15日までにサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件(2ヶ月以上の利用)に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間「J SPORTS 4 HD」の利用料については、本規約料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金(サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金)
J SPORTS 4 HD	1,300円(税込1,404円)/台

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった有料番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

(実施期日)

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この改正規定実施の際現に、合併前の株式会社ジェイコム熊本との間で締結している有料番組サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において当社が提供する有料番組サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この改正実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の株式会社ジェイコム熊本の規約規定により生じた料金その他の責務については、この改正規定実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

(改正前の規定による手続き等の効力)

この改正規定実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の株式会社ジェイコム熊本のサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正規定中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定によってなされた当社の放送サービスに関する手続きその他の行為とします。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額(地方消費税を含む)は、本規約に定めるとおりとしします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のおりとしします。